

令和2年度管理運営状況評価結果における要改善事項等の取組方針及び取組結果について

令和2年度管理運営状況評価結果における要改善事項等について、令和3年度以降に引き続き改善の取組を行った施設の取組方針及び取組結果を記載しています。

施設名	指定管理者名	要改善事項等	取組方針	取組結果
東京都小山児童学園	社会福祉法人 東京都社会福祉事業団	特殊建築物及び建築設備等の定期報告	特殊建築物および建築設備等の定期報告を遅滞なく行う。	<p>当該施設は建築基準法に定める特定建築物であり、東京都福祉保健局による実地検査において口頭指導を受けた定期報告について、特定建築物等の特定行政庁（東京都都市整備局）に確認したところ、本施設は建築基準法第12条第2項の規定（*）により点検を行っていればよく、報告までは不要であることを確認した。</p> <p>* 建築基準法第12条第2項（概要） 国、都道府県等が所有し、又は管理する特定建築物の管理者は、当該建築物の敷地及び構造について、定期的に、有資格者に劣化状況を点検させなければならない。</p>
東京都船形学園	社会福祉法人 東京都社会福祉事業団	夜間想定避難訓練の実施	毎月実施の防災訓練にて、温暖な時期に、年1回、夜間想定訓練を実施する。	夜間想定避難訓練を令和3年6月に実施した。